

高齢者ケアと医療がわかる

月刊

GPnet

ジューピーネット

2008 October

10



表参道物語・日本オラクル

特集

徹底解明！ 車いす&ベッド

古田恒輔、加島守、三澤大晋、吉田容子、市川 洵

介護サービス事業者への実地指導に思う

(医) 鈴木歯科医院理事長 鈴木俊夫

はじめに

高齢社会が進み、平成19年3月では、介護保険制度における第1号被保険者数は、約1,450万人（うち75歳以上1,226万人）。また、要介護（要支援）認定者数は440万人。介護給付からみると、居宅介護サービス利用者が351万人。施設介護サービス利用者が111万人と報告されており、今後、さらに要介護者は増加の一途をたどるとされている（厚生労働省ホームページから）。

増大する介護費用を削減し、介護保険制度を維持していくため、予防給付をはじめ、さまざまな給付制限を実施し、さらには、介護報酬の請求を適正化するため、指導・監査を厳格に実施するため、平成20年5月21日に、全国介護保険指導監督担当者会議が開催された。その会議の資料が、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご一読願いたい。

実地指導にむけて

さて読者の中には、所属する事業所が実施指導を受けていると思うが、その時に必要とされる書類についてご存知でしょうか。管理者やサービス提供責任者なら、すぐおわかりのことと思う。しかし、多くの方はご存知ないかと思うので、愛知県における準備書類には何があるのかご紹介する。

この内容は、すべての事業所（居宅通所施設）が揃えておかななくてはならない書類で、それぞれのサービスに応じた内容の具体的事項は、別に定められている。事業所として必要な書類と介護報酬に必要な書類とは、また別である。筆者の法人は歯科医院のほかに、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所を開設している。筆者自身、介護支援専門員、介護支援専門員指導者、介護認定調査員である。以前には介護認定審査員も拝命していた。

指導当日に準備する 確認書類

1. 人員に関する確認書類

- ① タイムカードと出勤簿…タイムカードと出勤簿の突合せが行われる
- ② 職員勤務表…勤務表とタイムカードの突合せ、名義貸しの防止や架空職員の排除、管理者との兼務業務関係の確認、日々の勤務時間、常勤と非常勤の別
- ③ 職員履歴書、資格証明書、免許証…無資格者の排除
- ④ 雇用契約書など
- ⑤ 就業規則、給与台帳
- ⑥ 各種届出の記録や控え…提出した書類の控えや認可書類など

2. 運営に関する確認書類（一部省略）

- ① 運営規定、利用者への説明書文書、利用

申し込み書

- ② 重要事項説明書
- ③ サービス提供に係る実施記録
- ④ サービスごとの計画書
- ⑤ サービス提供時に携帯する身分証明書
- ⑥ 苦情などの記録
- ⑦ サービスの質の評価を実施した記録
- ⑧ 研修会参加状況のわかる書類
- ⑨ 職員の健康診断の記録
- ⑩ 広告のパンフ、ポスター
- ⑪ 設備・備品台帳
- ⑫ 車両運行日誌
- ⑬ 消防計画
- ⑭ 利用者がわかる日報
- ⑮ 衛生マニュアル、消毒マニュアル
- ⑯ 身体拘束に関する記録

などで、21項目まで多岐にわたっている。

3. 介護給付費に関する確認書類

- ① 介護給付費請求書、介護給付請求明細書
- ②～⑥ 略 減算項目含む

これらは、雇用者が整備しなくてはならないものから、日ごろ各人が記録しておかなくてはならないものまで多数ある。さらには、平成20年5月から一層厳しくなった「駐車許可」申請。これは半端ではなく、かなり手間がかかり日々も面倒である。まさに、書類づくし。書類で1日に業務が終わることにもなりかねない状況である。現実には書類を整備しようとすると残業しなくてはでき上がらない。

したがって、漫然と日々の業務を進めるばかりでなく、これら書類を日常の業務の中で位置づけをして仕事を進めていかないと、指

導に際してかなり大変な思いをすることになる。また、研修会へ参加したときには、必ず修了証などを受領しておくことも忘れないようにしておかなくてはならない。

情報公開の調査時にも、さまざまな書類の確認を必要とされるので、法令通りの業務をはじめとして、日ごろから書類の整備が不可欠である。なお、重要なこととして、実地指導の結果を明記した書類（立会者も明記されている）を、次回の事業所の更新申請のときに添付することになっているため、管理者・サービス提供責任者は心得ておく必要がある。

おわりに

介護報酬が低いことや人材が集まらず、人員の定数を水増したり、架空請求へ走ったりすることになるのではないかと考えているが、現場ではこれだけ介護報酬が低く抑えられては、人材の確保、定着、質の向上は困難である。いくら指導・監査を実施しても、不正の温床の改善は難しいのではないだろうか。

また、質の担保として、介護支援専門員の研修がさまざま実施されているが、介護支援専門員自体、当初は医療系が多くを占めていたが、平成17年前後から介護系が多くを占めるようになり、現在では、介護支援専門員実務研修受講資格試験合格者の7割となっている。したがって、介護支援専門員実務講習も合格者により、その内容を一部変更できるような融通性を、都道府県の実情に合わせたいかがであろうか。

これからは質の担保も合わせて、介護報酬を考えていただきたい。